

山梨県公報

第百二十四号

令和二年

八月三十一日

月 曜 日

目 次

公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………四四三

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年八月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号ア(ア)中「幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(イ)中「幼児」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(ウ)中「幼児」の次に「(六歳未満の者をいう。)」を加える。

第十三条第二項中「適性相談等」を「安全運転相談等」に改める。

第二十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない場合には、本講習を行わないことができる。

附 則

この規則は、令和二年九月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番